

Q3-1 台湾の環境保護に関する法律と違反時の罰則規定について教えてください。

一、行政院環境保護署は環境保護のための中央管轄官庁であり、同時に各県・市政府にも各々環境保護局があり、地方の環境保護事務を担当しています。関連の環境保護法令は主に行政管制法令を主体とし、法令の種類が多く、おおよそ以下に区分できます。

(一)基本法:環境基本法

(二)予防管理:主に環境影響判定法

(三)環境計画:主に地域計画法、都市計画法、下水道法等

(四)汚染防止:主に大気汚染防止法、騒音管制法、水汚染防止法、廃棄物処理法、飲用水管理条例、海洋汚染防止法、資源回収再利用法、環境用薬管理法、土壌および地下水汚染修理法等

(五)生態系維持:主に国家公園法、野生動物保育法、森林法、山地保育利用条例等

(六)行政救済:公害紛争処理法

二、台湾で工場を設立する際の環境保護の主な関連法令には環境影響判定法、大気汚染防止法、水汚染防止法等があります。

(一)環境影響判定法

環境影響判定法は開発行為が環境に悪影響を与えるのを予防および軽減することによる、環境保護を目的としています。従って、特定の開発行為が環境に悪影響を与える恐れがある場合は、環境影響判定を実施し、かつ管轄官庁が審査を行うものとされています。本法に定める関連罰則は下の通りです。

1. 本法に基づき提出した関連書類に、不実な事項と知りながら記載した場合は、3年以下の有期懲役、拘留に処し、または/かつ NT\$3 万以下の罰金が科されます。
2. 開発者が本法に基づく開発行為に対する目的管轄官庁の停止命令を遵守しなかった場合は、責任者を3年以下の有期懲役または拘留に処し、合わせて NT\$30 万以下の罰金が科

されます。

3. 開発者が、本法の規定に基づき作成された管轄官庁の許可書なしに、開発行為をした場合は、NT\$30 万以上 NT\$150 万以下の過料が科され、かつ管轄官庁は目的事業管轄官庁に委託し、開発者に開発行為の停止を要求します。必要な場合、管轄官庁が直接当該開発者に開発行為の停止を命令することも可能で、当該開発者が遵守しなかった場合は、責任者を 3 年以下の有期懲役または拘留に処し、合わせて NT\$30 万以下の罰金を科することができます。
4. その他本法に違反する場合は、NT\$30 万以上 NT\$150 万以下の過料を科し、かつ期間内に改善しなくてはなりません。期間満了後も依然として改善しなかった場合は、日数に応じて連続して処罰されます。前述の場合において、違反状況が重大な場合、管轄官庁は目的事業管轄官庁に委託し、当該開発者に開発行為の実施停止を命令することができます。必要な場合、管轄官庁が直接に当該開発者に開発行為の停止を命令することも可能で、当該開発者が遵守しなかった場合は、責任者を 3 年以下の有期懲役または拘留に処し、合わせて NT\$30 万以下の罰金を科することができます。

(二)水污染防治法

水污染防治法は、水資源の衛生を確保することによって、生態系を維持し、生活環境を改善し、国民の健康を向上する目的で制定されました。主に、企業が設置すべき関連防止施設、排出汚水の満たすべき基準または総量の管制等の事項を規定しています。主な罰則規定は以下の通りです。

1. 本法の規定に違反し廃(汚)水を流出することによって、人を死に至らしめた場合は、無期懲役または 7 年以上の有期懲役に処し、合わせて NT\$3,000 万以下の罰金が科されます。重傷・重体に至らしめた場合は、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、合わせて NT\$2,500 万以下の罰金を科されます。人体の健康を害し病気を引き起こさせた場合は、1 年以上 7 年以下の有期懲役に処し、合わせて NT\$2,000 万元以下の罰金を科されます。
2. 不実な事項と知りながらの申告、または業務上作成した書類に虚偽の記載をした場合は、3 年以下の有期懲役、拘留に処され、または/合わせて NT\$20 万以上 NT\$300 万以下の罰

金を科されます。

3. 土壌および地上に流出した廃水に含まれる健康を害する物質が廃水の排出基準を超過した場合、3年以下の有期懲役、拘留に処され、または/合わせて NT\$20 万以上 NT\$500 万以下の罰金を科されます。関連流出許可の書類がなく、かつこの規定に違反した場合、5年以下の有期懲役、拘留に処され、または/合わせて NT\$20 万以上 NT\$1,500 万以下の罰金を科されます。
4. 健康を害する物質が含まれた廃(汚)水を地下水に排出させた場合は、1年以上7年以下の有期懲役、拘留に処され、または/合わせて NT\$20 元以上 NT\$2,000 万以下の罰金を科されます。関連流出許可の書類がなく、かつこの規定に違反した場合、5年以下の有期懲役、拘留に処され、または/合わせて NT\$20 万以上 NT\$1,500 万以下の罰金を科されます。
5. 本法の規定に違反し、状況が重大と認定された場合、管轄官庁は本法の規定に基づき、直接に行為停止、貯蔵停止、業務停止または営業停止を命ずることができます。必要な場合は、強制的に閉鎖を命令することもできます。
6. その他本法に違反した場合、本法はその状況の重大さに応じて、それぞれ関連の行政罰、または刑事罰(罰金、拘留、有期懲役または無期懲役等)の規定が定められています。行政罰としては、過料がありますが、状況が重大な場合は、業務停止または営業停止になる可能性があり、営業許可証の廃止または閉鎖命令なども可能となっています。刑事罰としては、罰金、拘留、有期懲役または無期懲役等があげられます。

(三)大気汚染防止法

大気汚染防止法の目的は、大気汚染を防止することによって、国民の健康、生活環境を守り、生活の品質を向上させることです。本法は主に企業が設置すべき関連防止施設を規定し、かつその排ガスの満たすべき基準または総量の管制等の事項を規定しています。大気汚染防止法違反に関する処罰の規定は、概ね上述の水汚染防止法と類似し、その状況の重大さに応じて、それぞれ関連の行政罰、刑事罰等が科せられる可能性があります。